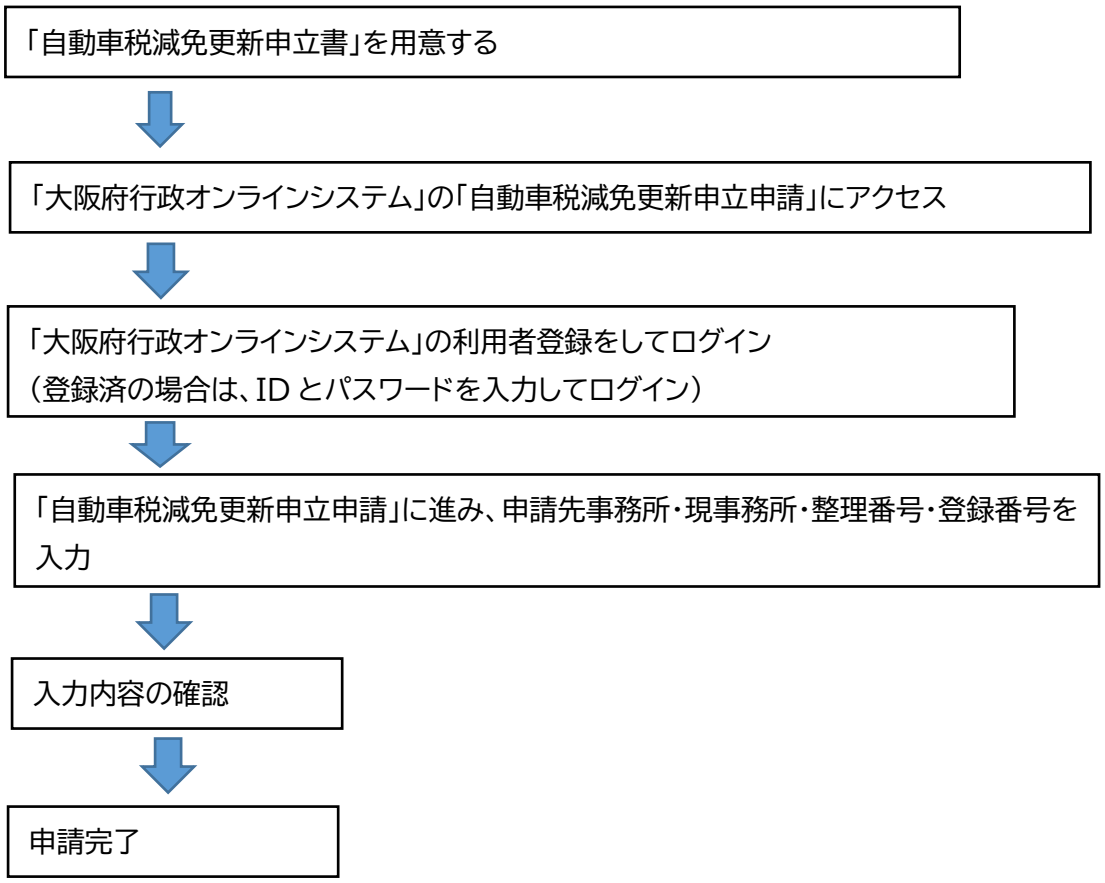
自動車税減免更新申立申請の手引き

申請の流れ

電子申請の対象者について：
既に自動車税の減免を受けており、本府より送付している「自動車税減免更新申立書」が届いている方のうち、前回の申請内容から変更がない方が対象です。変更がある方は、郵送により申請をお願いいたします。



※　**手続きの進捗状況は「大阪府行政オンラインシステム」のマイページから確認できます。**
また、審査が完了しましたら、利用者登録をしたアドレスに「手続完了」のメールが送信されます。
なお、承認となった場合は、翌年度6月下旬に承認通知書を送付します。

①大阪府行政オンラインシステムの「自動車税減免更新申立申請」画面へアクセスします。

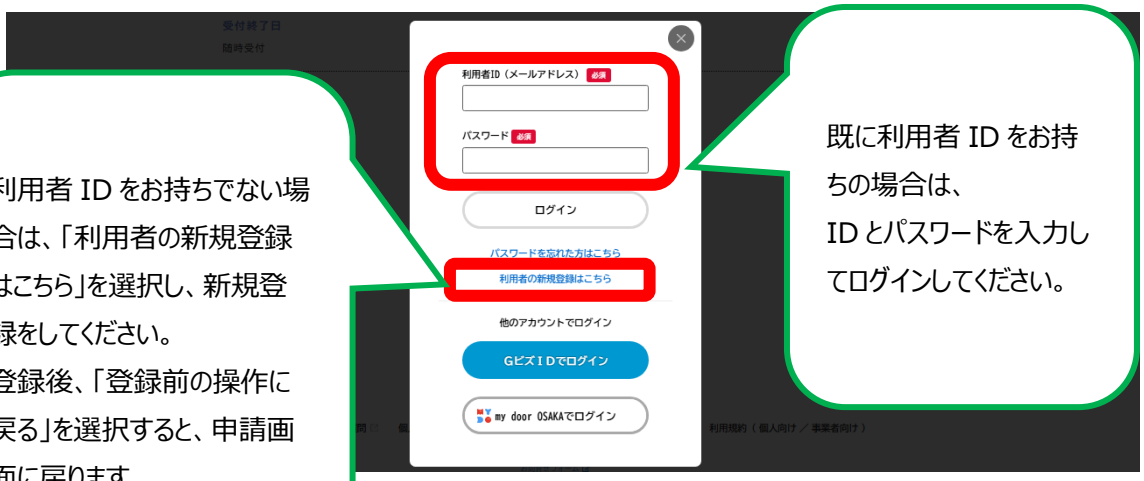
※大阪府行政オンラインシステムのトップページから直接アクセスする場合は、手続き一覧（個人向けまたは事業者向け）のキーワード検索へ「自動車税減免更新申立申請」を入力して検索し、申請ページへアクセスしてください。



（略）







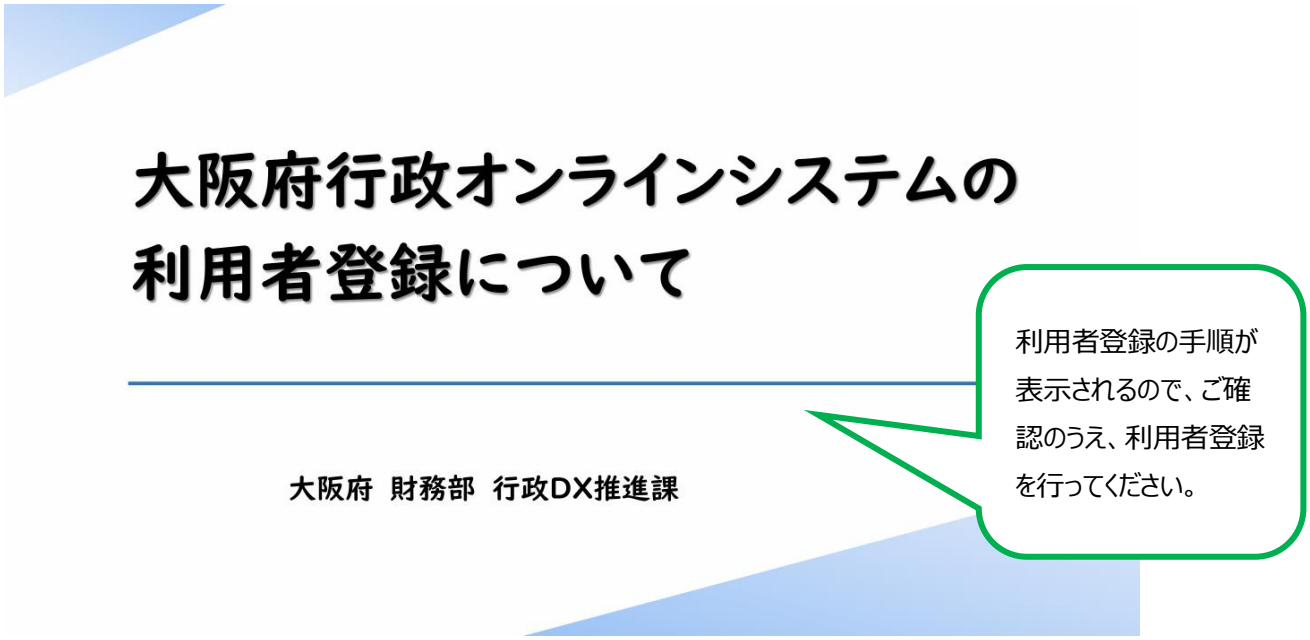
※　登録する方法は下記 HP 中の「利用者登録手順」をご確認ください。

行政手続のオンライン化推進／大阪府（おおさかふ）ホームページ［Osaka Prefectural Government］

https://www.pref.osaka.lg.jp/o050180/digital_gyosei/tetsuduki_online/index.html



↓



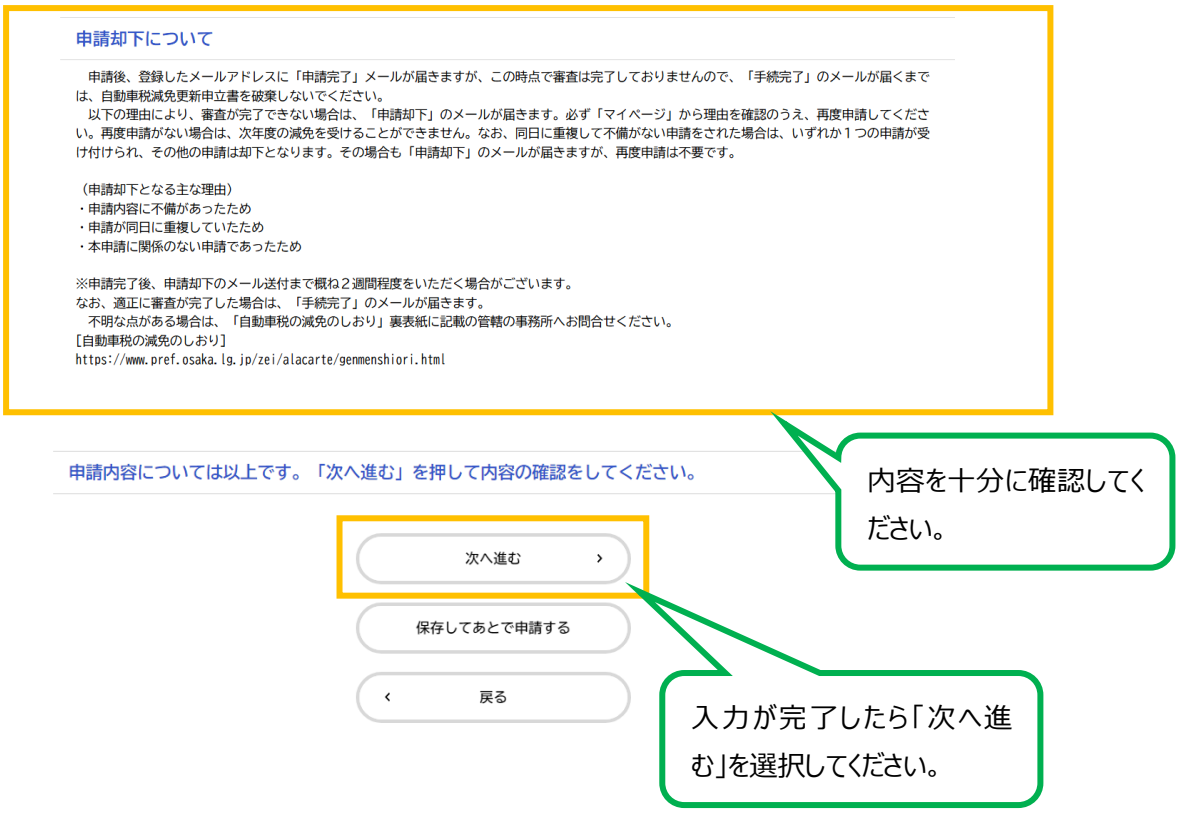
②「申請先事務所」を選択します。



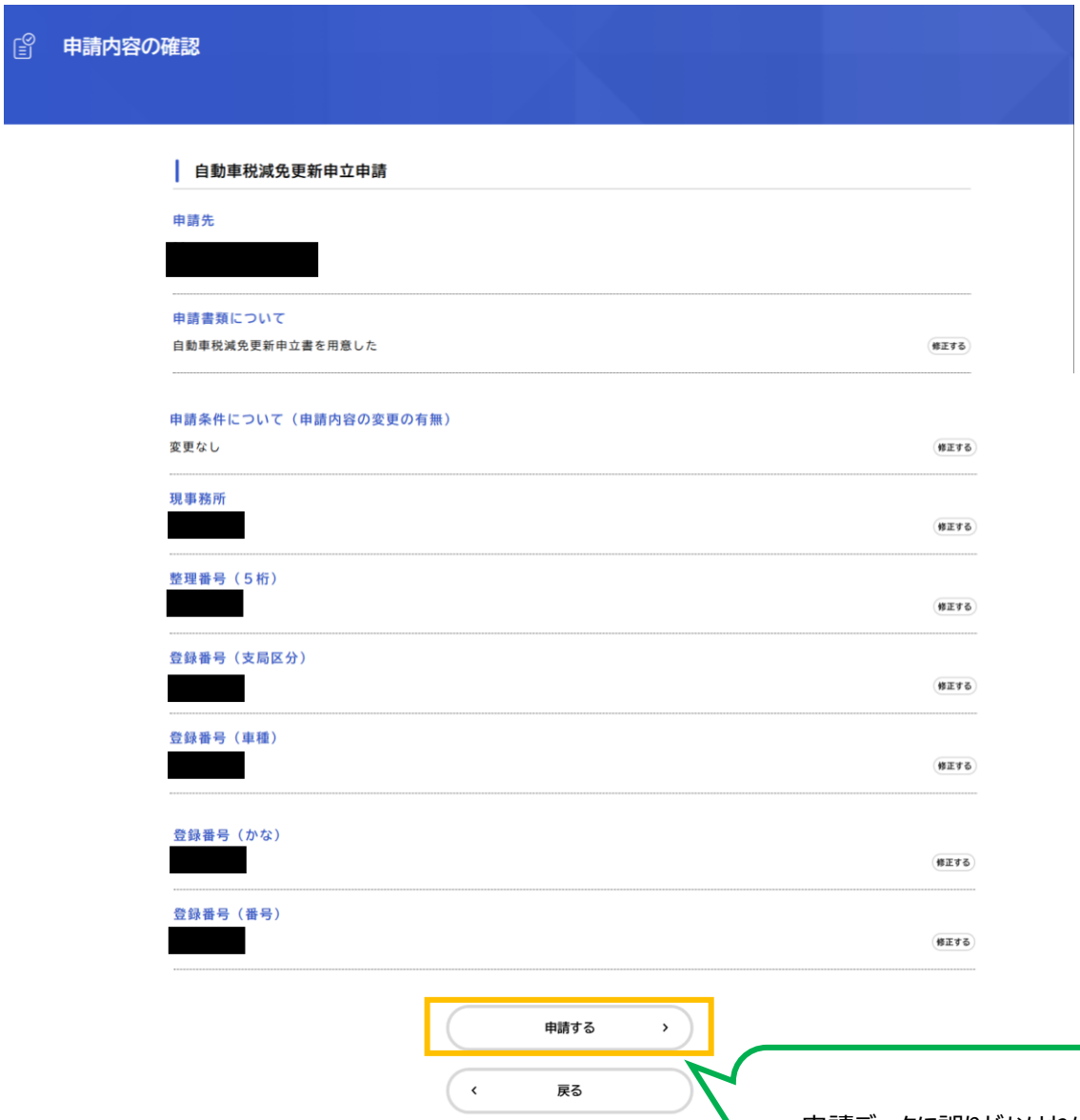


③届出前確認と減免更新申立申請内容の入力を行います。




申請却下について
申請後、登録したメールアドレスに「申請完了」メールが届きますが、この時点で審査は完了しておりませんので、「手続完了」のメールが届くまでは、自動車税減免更新申立書を破棄しないでください。
以下の理由により、審査が完了できない場合は、「申請却下」のメールが届きます。必ず「マイページ」から理由を確認のうえ、再度申請してください。再度申請がない場合は、次年度の減免を受けることができません。なお、同日に重複して不備がない申請をされた場合は、いずれか１つの申請が受け付けられ、その他の申請は却下となります。その場合も「申請却下」のメールが届きますが、再度申請は不要です。
（申請却下となる主な理由）
・申請内容に不備があったため
・申請が同日に重複していたため
・本申請に関係のない申請であったため
※申請完了後、申請却下のメール送付まで概ね２週間程度をいただく場合がございます。
なお、適正に審査が完了した場合は、「手続完了」のメールが届きます。
不明な点がある場合は、「自動車税の減免のしおり」裏表紙に記載の管轄の事務所へお問合せください。
[自動車税の減免のしおり]
https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/genmenshiori.html
申請内容については以上です。「次へ進む」を押して内容の確認をしてください。
次へ進む
保存してあとで申請する
戻る
内容を十分に確認してください。
入力が完了したら「次へ進む」を選択してください。

④申請内容に誤りがないか確認し、「申請する」を選択します。





↓



⑤申請が完了しました。登録したメールアドレスに受付完了のメールを送付いたします。

お問合せの際に必要となりますので、申込番号を控えるか、ページを印刷するなどしてください。

後日、手続完了もしくは申請却下のメールを送付いたします。**「手続完了」のメールが届くまでは、自動車税減免更新申立書を破棄しないでください。なお、手続きの処理状況はマイページからご確認いただけます。**

※マイページの確認方法は、下記 HP 中の「システム操作マニュアル」中「4. 5. 手続の申請状況を確認する」をご確認ください。

行政手続のオンライン化推進／大阪府（おおさかふ）ホームページ［Osaka Prefectural Government］
https://www.pref.osaka.lg.jp/o050180/digital_gyosei/tetsuduki_online/index.html